

平成 26 年 2 月 26 日  
事 務 連 絡

関係団体・企業 御担当各位

一般社団法人次世代自動車振興センター

平成 25 年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の執行について

平素より大変お世話になっております。

平成 25 年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（CEV 補助金）に対する補助事業については、経済産業省にも確認の上、予算の一部を繰り越し、執行期間を延長することとしました。

具体的には、これまで、平成 26 年 2 月 28 日（金）までに登録された車両を補助対象とし、平成 26 年 3 月 7 日（金）（センター必着）までに当センターに申請書を送付することとしておりましたが、平成 26 年 3 月 1 日（土）以降に登録された車両であっても補助対象とすることとします。

ただし、補助金の申請については、初度登録日から 1 か月以内（登録日に支払が完了していない場合は、支払を完了させた上で登録日の翌々月の末日まで）に当センターに申請書を送付いただく必要があります（持込みによる書類受付は致しません）。

また、繰越予算には限りがありますので、登録及び支払い終了後速やかに申請してください。

なおこの措置により、平成 26 年 3 月 10 日（月）以降にセンターに到着した申請書類は平成 26 年 4 月 1 日以降の事務処理となるため、ホームページでの進捗確認システムで確認できるのは 4 月以降になることをあらかじめご承知おきください。

関係団体・企業におかれましては、上記の点にご留意いただくとともに、円滑な執行事務に御協力いただきますよう、引き続き宜しく願いいたします。

以上